なお、申請書の提出から開札日までの期間において、監理技術者等を配置することができなくなった場合は、同等以上の資格を有する候補技術者を追加することができるものとする。

ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者である。

エ　配置予定の監理技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

なお、その旨を明示することができる資料を提出するものとする。また、提出がなされない場合は入札に参加できないことがある。

⑻　一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、熊本防衛支局長から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28. 3. 31）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑼　熊本防衛支局が発注した「建築一式工事」のうち、令和２年４月１日から令和４年３月31日に完成・引渡しが完了した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る評定点合計の平均が65点以上であること。

⑽　上記１に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）と本工事の申請者は資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑾　入札に参加しようとする者の間に、資本関係、人的関係又はそれらと同視しうる関係がないこと。

⑿　都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。

⒀　情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できる者であること。

3　総合評価に関する事項

⑴　評価項目　本工事の評価項目は、次のアからオとし、詳細は入札説明書による。

ア　企業による技術提案　「本工事場所に接続する道路の幅員が狭く、敷地自体も狭隘であることを踏まえ、安全対策及び資機材の搬入についてどのような配慮を行うか。」

イ　工事全般の施工計画（当該工事における施工上配慮すべき事項等の技術的所見）

ウ　その他（ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価等）

エ　賃上げの実施を表明した企業等

オ　施工体制

⑵　総合評価の方法

ア　標準点　要求要件を満たしている者に標準点として100点を付与する。

イ　加算点　予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格（以下「予定価格」という。）の制限の範囲内の入札参加者のうち、技術資料及び技術提案書（以下「技術資料等」という。）の内容に応じ、⑴アからエの評価項目ごとに評価を行った結果、得られた「評価点数の合計値」を加算点として付与する。

なお、加算点の最高点数は43点とする。

ウ　施工体制評価点　「施工体制評価点」は⑴オの評価項目について最高30点の評価点を付与する。ただし、施工体制が十分に確保されない場合、契約の内容に適合した履行がされないおそれがある場合又は品質確保のための施工体制及びその他の施工体制が著しく確保されないおそれがある場合、減点を行う。また、施工体制評価点の低いものに対しては、「評価点数の合計値」を減ずる場合がある。

エ　価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」と「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

オ　⑴アの評価項目（企業による技術提案）を行わない者にあっては、⑴イからエの評価項目の評価内容に応じた加算点を算出し付与する。

⑶　施工体制の確認のため、ヒアリングを行う。

⑷　落札者の決定方法

ア　入札参加者は、価格及び⑴をもって札に参加し、次の各要件に該当する者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

㋐　入札価格が予定価格の制限の範囲内である。

㋑　評価値が、標準点を予定価格で除した数値（以下「基準評価値」という。）を下回らない。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

なお、評価値が基準評価値を上回っていても、減点評価により技術評価点が標準点（100点）を下回る場合は、落札者の対象外とする。

イ　上記の場合において、評価値の最も高い者が２者以上あるときは、くじへ移行する。くじの実施方法等については、発注者から指示をする。

⑸　その他　受注者の責めに帰すべき事由により入札時の⑴の評価内容が実施されていないと判断された場合は、ペナルティとして、工事成績評定を減ずることとし、１工事最大10点減ずる。

4　入札手続等

⑴　担当部局

〒862―0901 熊本県熊本市東区東町１―１―11　熊本防衛支局総務課契約室　ＴＥＬ096―368―2174　ＦＡＸ096―368―0512

メールアドレス

ks-km-keiyaku@ext.kyushu.rdb.mod.go.jp

⑵　入札説明書の交付期間等

ア　交付期間　令和５年３月17日から同年５月23日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日を除く。）の毎日、午前９時から午後６時まで

イ　交付場所　防衛施設建設工事電子入札システムセンター

https://www.dfeg.mod.go.jp

ただし、令和５年３月17日から同年３月30日までの間は、⑴において交付する。

交付方法は、オと同様とする。

ウ　交付方法　全て、電子データで交付を行う。

文書類：ＰＤＦ

図面類：ＰＤＦ

数量表等：Excel

申請書類：Word、Excel

なお、標記以外の形式による提供は一切行わない。

エ　使用条件　ダウンロードした資料の取扱いに関する利用規則に同意する。

オ　その他　通信環境の不具合等のため、希望する者は電子情報の提供を依頼することができる。

この場合、⑴へ事前にその旨の連絡を入れると共に「図面データの取扱いに関する同意事項」（会社名等を記載済みのもの）、データを保存するために必要な、ＣＤ―Ｒ（未使用に限る。）１枚及び着払いのラベル（宅配業者の場合）又は切手（日本郵便の場合）を貼付した返信用の封筒を同封し、持参、郵送又は託送により提出する。

なお、この対応により被った不利益や損害については、一切補償しない。

※「図面データの取扱いに関する同意事項」の書式については、九州防衛局ホームページより入手可能である。

（https://www.mod.go.jp/rdb/kyushu/kensetsu/kyoutuu/syoshiki/00_syoshikiindex.htm）

⑶　申請書及び技術資料等の提出期限等

ア　提出期限　令和５年４月11日正午

イ　提出方法　電子入札システムにより提出する。また、紙入札方式による場合は、⑴に持参、郵送、託送又は電子メールにより提出する。詳細は入札説明書による。

⑷　入札書の受領期限等

ア　受領期限　令和５年５月18日正午

イ　提出方法　電子入札システムにより提出する。ただし、紙入札方式による場合は、⑴に持参、郵送又は託送により提出する。詳細は入札説明書による。

⑸　開札の日時及び場所

ア　日時　令和５年５月24日午前９時30分

イ　場所　熊本防衛支局会議室